

# 公立大学法人横浜市立大学広報に関する商標等の取扱に関する規程

制 定 令和 5 年 4 月 1 日 規程第 31 号  
最近改正 令和 6 年 4 月 1 日 規程第 47 号

## (目的)

第1条 この規程は、公立大学法人横浜市立大学（以下「本学」という。）が所有する広報に関するシンボルマーク・キャラクターの商標及び商標権（以下「商標等」という。）に関する手続き及び管理に関し、必要な事項を定め、商標等の適正な運用を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 商標 商標法（昭和 34 年法律第 127 号）第 2 条に定めるものをいう。
- (2) 商標権 商標法第 18 条に定める設定の登録により発生した権利をいう。
- (3) 教職員等 本学の教職員、本学と契約関係にある研究員、学生等をいう。
- (4) 学外者 教職員等以外をいう。

## (商標等の手続き及び管理)

第3条 本学の広報に関する商標等の手続き及び管理は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 商標の登録出願（以下「登録出願」という。）、商標権の更新登録申請（以下「更新登録申請」という。）及び抹消
- (2) 商標等の学外者に対する譲渡（以下「権利譲渡」という。）
- (3) 商標等の学外者に対する使用許諾
- (4) 商標等の維持管理

## (登録出願、更新登録申請及び抹消)

第4条 理事長は、商標等の管理上特段の問題を生じるおそれがないと認めるときは、登録出願、更新登録申請及び抹消、権利譲渡の手続きを行うものとする。

2 理事長は前項の規定により、登録出願、更新登録申請及び抹消、権利譲渡をする際、経営審議会に意見を求めることができる。

## (学外者に対する使用許諾)

第5条 商標等について使用の希望がある学外者は、理事長に申請するものとする。ただし、新聞、テレビ、雑誌等で報道目的として使用する場合はこの限りではない。

2 理事長は、前項の申請があった場合、商標等の管理上特段の問題を生じるおそれがなく、その使用形態が本学において適切と判断されるときは、使用を許可するものとする。

3 前項の規定に基づく学外者へ使用許諾について営利目的の場合は、原則として有償とし、別途協議の上、使用許諾契約を締結するものとする。ただし、理事長が本学の広報のために特に必要と認める場合は、この限りではない。

4 理事長は、前項の許可を得た者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、シンボルマーク・キャラクター（商標）使用の許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。

(1) 本学の名誉が傷つけられた場合又はそのおそれのある場合

(2) 使用許可の内容と異なる場合

(使用の原則)

第6条 商標等を使用する者は、商標等の使用に当たり、本学の名誉、品位、社会的信頼性の維持・向上を図るように努めるものとする。

(使用形態)

第7条 理事長は、商標等の管理者として使用者に対し、商標の使用態様（形状、色彩使用箇所等）について、指示することができる。

(登録等の周知)

第8条 理事長は、登録出願した商標について商標権を取得したとき又は更新登録申請をした商標権について更新登録が認められたときは、その概要を本学において周知し、適正な管理を図るものとする。

(学外者による本学権利の侵害の防止)

第9条 教職員等は、商標等に関し、学外者による権利の侵害の事実又はそのおそれを見発した場合には、速やかに理事長に報告するとともに、理事長からの要請に応じて侵害の排除又は予防に協力するものとする。

(その他)

第10条 この規程に関する事務は、総務課広報担当で行う。

2 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に際し必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成22年2月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成22年5月12日から施行する。

#### 附 則（令和3年規程第33号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附 則（令和5年規程第31号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

#### 附 則（令和6年規程第47号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。